

※ このご案内は、令和3年8月17日時点で食品衛生法の飲食店営業許可書を宮城県から発行されている事業者の方を対象に送付しております。

宮城県内において飲食店を経営する事業者の皆様へ

宮城県では、8月20日からまん延防止等重点措置が適用されたことにより、事業者の皆様に対し時短要請や酒類提供の停止などをお願いしてまいりましたが、8月27日から9月12日まで緊急事態措置が適用されることとなったため、これまで実施してきた対策を拡充・強化することといたしました。

つきましては、改めて、8月27日（金）営業分から、宮城県内の「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（これらの提供を取りやめる場合を除く）」を対象とする休業要請及び「これ以外の全ての飲食店」を対象とする午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請を実施することといたしました。

今回の8月27日午前0時から9月13日午前5時までの休業要請及び営業時間短縮要請に全面的にご協力いただいた方には、協力金を支給いたします。過去の営業時間短縮要請にご協力をいただけなかった事業者につきましても、今回の要請にご協力いただければ、今回の支給の対象となります。

なお、支給額等の詳細につきましては、裏面に記載しております。

第11期の協力要請が8月27日から開始されることにより、第10期協力要請は8月26日営業日分で終了となります。第10期協力金（7日分）の申請方法等は、各市町村のホームページ等においてお知らせしますので、お待ちしております。

関係の皆様におかれましては、これまでもご協力をいただいているところ、重ねてのお願いとなりますが、宮城県では、引き続き、新型コロナウイルス感染症収束に向けて県民・市民の皆様と一丸となって取組を進めてまいりますので、どうかご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年8月26日

宮城県知事 村井 嘉浩

〈お問い合わせ先〉

時短要請に関すること 宮城県時短要請相談窓口 022-774-7047
(受付時間 平日9:00~17:00)

協力金に関すること

飲食店の協力金につきましては、後日店舗の所在する市町村に対して、申請手続きをしていただくこととなります。準備ができ次第、市町村のホームページ等で公表いたしますので、今しばらくお待ち下さい。

なお、協力金の制度の詳細につきましては、県のホームページでもご確認いただけます。

詳しくは、 で検索をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請（第11期）について

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、宮城県内の全飲食店を対象として、以下のとおり営業時間短縮の協力要請を行います。

1. 営業時間短縮の協力要請（第11期）について

1	対象期間	令和3年8月27日(金)から 令和3年9月12日(日)営業分まで ※8月27日午前0時から9月12日午後12時まで特措法第45条第2項による要請 ※9月13日午前0時から9月13日午前5時まで特措法第24条第9項による協力要請
2	対象区域	宮城県内全域
3	対象施設	①酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店等（酒類又はカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。） ※酒類の提供には、利用者による酒類の店内持ち込みを含む。 ※宅配・テイクアウトを除く。 ②①以外の食品衛生法上の営業許可を取得している全ての飲食店（宅配・テイクアウトを除く。） ※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も要請対象。 ※遊興施設・結婚式場のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は要請対象。 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用者が相当程度見込まれる施設は要請対象外（ただし、酒類の提供終日停止及びカラオケ設備の使用自粛をお願いします。） ※①、②の施設が要請に応じた上で宅配・テイクアウトを行う場合は協力金の対象となります。
4	要請内容	①休業要請 ②午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請 ※正当な理由がなく要請に応じない場合、命令・過料あり。

- 時短要請相談窓口：022-774-7047 【受付時間 平日9:00～17:00】
- 営業時間の短縮要請の期間中は、職員等が対象エリアの見回りや呼びかけ活動を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。
- 業種別のガイドラインを遵守するなど適切な感染防止対策の実施をお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第11期）について

上記要請に全面的にご協力いただいた方に協力金を支給いたします。協力金申請に関する詳細は後日お知らせいたします。

※酒類又はカラオケ設備を提供している店舗（上の表の3対象施設の①に該当するもの）のうち、従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店は、**休業した場合のみ協力金の対象**となります。

※酒類又はカラオケ設備を**提供していない店舗**（上の表の3対象施設の②に該当するもの）のうち、従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店は、**協力金の対象外**です。

支給額 ※支給額算定に用いる売上高は、消費税・地方消費税を除いた金額となります。

① 中小企業者

- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が100,000円以下・・・4万円/日×17日 ⇒ 68万円
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が100,001円～250,000円・・・(1日当たり売上高の4割)×17日
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が250,001円以上・・・10万円/日×17日 ⇒ 170万円
- ※売上減少額が大きい中小企業者の方は、②の算定方法を選択することも可能です。

② 大企業

- ・(前年度又は前々年度と今年度の1日当たり売上高の減少額)×4割×17日(上限340万円)
- ※但し、1日当たりの協力金の上限は20万円となります。

宮城県新型コロナ対策実施中ポスター



協力金の申請に当たっては、適切な感染防止対策を実施のうえ、宮城県ホームページから電子申請して取得したこのポスターを掲示する必要があります。ポスターは、下記サイトから申請することで、ダウンロードできます。

宮城県ホームページ で検索



※ポスターを既に取得しており掲示している場合は、改めてポスターを申請し取得する必要はありません。以前取得したポスターをそのまま掲示願います。

○ポスターについてのお問い合わせ先 宮城県食と暮らしの安全推進課
電話：022-211-2643（ホームページをご覧になれない方も、こちらにお問い合わせください）